

○花見川区役所職員表彰要綱

平成23年1月31日施行

最終改正 平成23年4月1日施行

花見川区役所

(趣旨)

第1条 この要綱は、花見川区役所職員の窓口業務等の取組意欲の向上と組織の活性化を図るため、窓口業務等における接遇の特に優れたものの表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 次の各号に該当するものは、この要綱により優秀職員として区長が表彰する。

- (1) 花見川区役所職員として勤務し、非管理職である者
- (2) 窓口業務等における接遇が特に優秀で、他の模範となる者

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状を授与して行う。

(表彰候補者の選出)

第4条 表彰候補者については、職員による投票を実施し選出する。

2 表彰候補者は、投票結果に基づき数人とする。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、毎年度3月に行う。ただし、区長が必要と認めたときは、随時行うことができる。

(職員表彰委員会)

第6条 職員投票の結果等、表彰に関する事項について審査するため、職員表彰委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、区長及び別表に定める所属長をもって組織する。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、区長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、別に区長が定める。

附 則

この規則は、平成23年1月31日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

別表

職員表彰委員会

委 員 長	花見川区長
委 員	花見川区役所地域振興課長
	花見川区役所市民課長
	花見川区役所保険年金課長
	花見川区役所保健福祉センター高齢障害支援課長
	花見川区役所保健福祉センターこども家庭課長
	花見川区役所保健福祉センター社会援護課長
	花見川区役所保健福祉センター健康課長